



令和7年度 業務実績評価説明資料

～共に生きる社会の実現を目指して～



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園



国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の事業体系図

国立のぞみの園では、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、調査及び研究等を行い、知的障害者の福祉の向上を図る取組を実施。

～入所利用者の地域移行の取組と高齢化等への対応、著しい行動障害を有する者等、医療的ケアが必要になった者及び発達障害児・者への支援等への対応～

1-1 自立支援のための取組 重点化項目

1. 施設入所利用者の地域移行の推進

- 地域移行者数 実績 **2人** (目標2人以上)
- 地域生活体験実施日数 実績 **458日** (目標300日以上)
- 各寮における説明会開催数 実績各寮 **3回** (目標各寮1回以上)

重要度・難易度 高

2. 高齢の施設入所利用者に対する支援

重要度 高

3. 著しい行動障害を有する者等への支援

- 受入の拡充 実績 **15人** (目標25人以上)
- 3年以内の地域移行率 実績 **95%** (目標90%以上)
- 医ケア者の受入数 実績 **2人** (目標4人)

重要度・難易度 高

1-2 調査・研究 重点化項目

調査・研究

- 外部研究者等と協働した研究割合 実績 **78%** (目標60%以上)
- 海外の研究機関等との研究数 実績 **1テーマ** (目標1テーマ)
- 民間の研究助成等への応募数 実績 **2件** (目標1件以上)
- 各種学会等への成果の発表回数 実績 **107回** (目標42回以上)
- 調査研究成果等の把握数 実績 **12回** (目標4回)
- 研究データの被ダウンロード数 実績 **66,362件** (目標5,300件以上)
- 論文の被引用件数 実績 **9件** (目標8件以上)
- ホームページのアクセス数 実績 **55,007件** (目標31,000件以上)

重要度 高

1-3 養成・研修

養成・研修

- 研修会・セミナーの開催数 実績 **11回** (目標11回)
- 研修会等参加者の満足度 実績 **98%** (目標80%以上)
- 実務研修生の受入数 実績 **210人** (目標150人以上)

1-4 援助・助言 重点化項目

援助・助言

- 援助・助言の実施件数 実績 **497件** (目標450件以上)
- 講師派遣件数 実績 **226件** (目標140件以上)

重要度 高

1-5 その他の業務

診療所の運営、発達障害児・者への支援、地域の障害者に対する支援

- 地域の健康診断者数 実績 **241人** (目標150人以上)
- 児童発達支援の利用率 実績 **73%** (目標80%以上)
- 放課後デイの利用率 実績 **69%** (目標80%以上)
- 就労B型利用率 実績 **79%** (目標80%以上)
- 短期入所 **1,477日** (目標1,500日以上)

国の政策課題に資する施設利用者の自立支援等のための取組

国の政策課題に資する調査研究

専門職員の養成・研修機能の強化

全国の障害者施設等への情報提供と支援

地域への貢献

適切な業務運営のための組織・予算等

※数字は評価項目の番号

2. 業務運営の効率化に関する事項

- 中期目標期間最終年度の額を第4期中期目標期間最終年度と比べ一般管理費 **15%以上** 節減、業務経費 **5%以上** 節減
- 常勤職員数を第4期中期目標期間終了時と比較して **11%** 縮減
- 資産利用検討委員会の開催数 実績 **3回** (目標3回以上)
- 競争性のある契約の比率 実績 **92%** (目標90%以上)
- 契約監視委員会の開催数 実績 **1回** (目標1回以上)

3. 財務内容の改善に関する事項

- 中期目標期間中において、総事業費に占める自己収入の比率を **55%以上** 実績 **57%**

4. その他業務の運営に関する事項

- 内部統制委員会の開催 実績 **3回** (目標3回以上)
- モニタリング評価会議の開催 実績 **4回** (目標4回以上)
- 事故防止対策委員会の開催 実績 **12回** (目標12回以上)
- 虐待防止対策委員会の開催 実績 **16回** (目標12回以上)
- 感染症対策委員会の開催 実績 **6回** (目標4回以上)
- 情報セキュリティ職員研修会開催数 実績 **3回** (目標1回以上)
- 内部監査の実施回数 実績 **1回** (目標1回以上)
- 運営懇談会の開催数 実績 **2回** (目標2回以上)
- 第三者評価機関による評価 **—** (3年に1回実施(次回評価は9年度))

施設入所利用者の概況・国立のぞみの園障害福祉サービスの概況

令和8年4月1日現在

〔障害者総合支援法に基づくサービス〕

- 平均年齢：63.2歳（19歳～93歳）
- 平均入所期間：36.1年
- 障害支援区分（区分3～6）の平均：5.9
- 出身都道府県：29都道府県（100市町村）

1. 入所者数 142人（男性：87人、女性：55人）

2. 平均年齢 63.2歳（72.0歳 有期限入所利用者を除いた平均年齢）

利用者 年代別区分	①入所利用者 （②③④を 除く）	②矯正施設 退所者	③行動障害	④医療的ケア	年齢区分割合
～20代	0	0	14	0	9.9%
30代	0	0	7	1	5.6%
40代	2	1	2	1	4.2%
50代	8	0	6	1	10.6%
60代	24	0	1	0	17.6%
70代～	74	0	0	0	52.1%
合計	108	1	30	3	100%

60代以上の入所者が約7割

3. 平均入所期間 36.1年（46.8年 有期限入所利用者を除いた入所期間）

～10年 未満	10年～20年 未満	20年～30年 未満	30年～	計
36人 (25.4%)	0人 (0%)	8人 (5.6%)	98人 (69.0%)	142人 (100%)

入所期間30年以上の者が約7割

※なお、有期限入所利用者の入所期間は全員が「～10年未満」である。

	サービス名	現員(人)	サービスの内容
居住支援	施設入所支援	142	夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。
	介護サービス包括型 共同生活援助(GH)	26	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。
	日中サービス支援型 共同生活援助(GH)	10	共同生活を行う住居で、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保し、日中活動、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。
日中活動	生活介護	198	日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。
	自立訓練 (生活訓練)	1	食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行うとともに、日常生活上の相談支援を行っている。
	就労継続支援B型	18	就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行っている。
地域支援	短期入所	59 (登録者)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行っている。
	相談支援	—	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利援護のために必要な援助を行っている。
	地域生活支援事業 (日中一時支援)	30 (登録者)	日常介護している家族の一時的な負担軽減と利用者の日中活動の場を提供している。 (高崎市・前橋市・伊勢崎市・富岡市・藤岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村・玉村町から受託)

〔児童福祉法に基づくサービス〕

	サービス名	現員(人)	サービス内容
療育支援	児童発達支援	53 (登録者)	未就学児(2～6歳)を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行っている。
	保育所等訪問支援	233 (登録者)	保育所、幼稚園、小学校などなどに在籍している障害のある児童への支援及び訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)を行っている。

評価項目 No. 1－1 自立支援のための取組み

自己評価 A (過去の主務大臣評価 R5年度：A R6年度：B)

困難度	高
重要度	高

I 中期目標の内容

①地域移行・高齢者支援

- ・地域移行者数を毎年度2人以上とする。
- ・地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ300日以上とする。
- ・保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。

のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、地域移行を推進することは重要度が高い目標である。

一方、のぞみの園には重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占め、また、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、医療的ケアが日常的に必要ななど、特別な支援が必要な者も多い。このため、受入れ可能な移行先事業所が限定されることに加え、地域移行に関しては保護者の理解が不可欠であることから、難易度が高い目標である。

②有期限入所支援

- ・著しい行動障害を有する者等について、第5期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを毎年度25人以上とする。
- ・著しい行動障害を有する者等について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を90%以上とする。
- ・医療的ケアが必要になった者について、第5期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを20人まで拡充する。
- ・医療的ケアが必要になった者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を80%以上とする。

著しい行動障害を有する者等や医療的ケアが必要になった者に対し、のぞみの園において地域で生活を営むためのモデルとなる支援内容を構築し、地域の受け入れ先に伝えることは、重要度が高い目標である。

また、著しい行動障害を有する者等については、地域で受け入れる施設等がないケースや、施設等で受け入れてはいるものの支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、地域での支援が困難となっている。

さらに、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を退所した知的障害者への支援は、刑務所等関係機関との連携や、医療・福祉の両面からの支援が必要であり、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。

このため、難易度が高い目標である。

Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		8 年度	9 年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
施設入所利用者の地域移行の推進	地域移行者数 【目標値：毎年度 2 人以上】	10 人	500%	2 人	100%	2 人	100%		
地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の取組	地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数【目標値：毎年度延べ300日以上】	968 日	323%	309 日	103%	458 日	153%		
各寮における保護者への説明会の実施	保護者懇談会等の開催 【目標値：各寮毎年度 1 回以上】	1 回	100%	1 回	100%	3 回	300%		
著しい行動障害を有する者等への支援	著しい行動障害を有する者等の受入れ人数【目標値：毎年度25人以上】	28 人	112%	10 人	40%	15 人	60%		
著しい行動障害を有する者等の地域移行	受入後 3 年以内に地域移行した割合 【目標値：毎年度90%以上】	100%	111%	80%	89%	95%	106%		
医療的ケアが必要になった者への支援	医療的ケアが必要になった者の受入れ人数【目標値：令和 7 年度 4 人】	0 人	0 %	1 人	25%	2 人	50%		
医療的ケアが必要になった者の地域移行	受入後 3 年以内に地域移行した割合 【目標値：毎年度80%以上】	－	－	－	－	－	－		

参考指標

地域移行のフォローアップ（達成率100%以上）	令和 7 年度 100%（対象者数103人、実績103人）
-------------------------	-------------------------------

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
地域生活体験（宿泊体験、日中体験）の実施日数 【目標値：毎年度延べ300日以上、実績458日】	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。 ②「法人の努力結果」 地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組としては、当法人のグループホーム及び通所生活介護事業所の体験利用を実施し、利用者支援会議において、本人の意思確認やニーズの把握に努め、社会生活を体験する機会（スーパー、コンビニ等での食品、雑誌等の購入、レストラン等での飲食、公園等の散策、美容院等の利用）を計画的に行ったことで前年度を上回る体験を実施した。 また、地域移行した利用者2人については、地域移行についての説明や意向を確認し、寮職員が付添っての見学、短期宿泊体験から長期宿泊体験へと段階的に丁寧に進めていった。
保護者懇談会等の開催 【目標値：各寮毎年度1回以上、実績3回】	②「法人の努力結果」 保護者へ地域移行の理解を深めていただくため、令和7年度の保護者懇談会等については、各寮平均3回（全寮（6カ寮）で18回実施）実施した。対面での実施のほか、来園することが難しい保護者・家族に対しては、オンラインを活用した。加えて、保護者・家族の面会の場面を通して、コミュニケーションを積極的に図り、当法人のグループホームの様子や出身自治体の受入先状況などを伝えるといった工夫を図った。 また、希望者にはグループホームの見学を実施し、実際の生活の場を見ていただくことを通じて、新たに3人の地域移行の同意に繋がった。
著しい行動障害を有する者等の受入れ人数 【目標値：毎年度25人以上、実績15人】	③「外部要因」 令和7年度の受入れについては、15人であった。要因としては、 ①能登半島地震により被災した10人の利用者の地域移行が進まなかったこと ②退所後に空室となった居室の環境調整や器物破損による原状復帰のための改修工事に時間を要したこと ③弄便行為等による特殊清掃を行ったこと ④虐待事案に対する緊急一時保護の要請に対応したこと があり、受入調整が遅れ、地域移行とのローテーションが崩れたことが主な要因である。 令和6年度に引き続き、外的な要素により計画通りの受入れが進まなかったことが要因であることから、目標の変更は行わない。
医療的ケアが必要になった者の受入れ人数 【目標値：令和7年度4人、実績2人】	③「外部要因」 当法人ホームページなどを活用し積極的に広報活動に努め8人から利用の相談があったが、長期入所等の希望を除いた2人の支援を行うこととなった。 次期目標の策定にあたっては、指標における目標値又は指標自体の見直しを検討する。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

根 拠	理 由
施設入所利用者の地域移行の推進	施設入所利用者（有期限入所利用者を除く。）は、令和7年度末に平均年齢が72.0歳となり、加齢により身体機能の低下・重症化が進行している。また、障害支援区分（1～6）の平均は6.0であり、認知症や日常的に医療的ケアが必要な利用者が多くなっている。このため、食事、排せつ、移動等の日常生活全般にわたり手厚い介助が必要となるほか、喀痰吸引、経鼻経管などの医療的ケアへの対応が求められている。これらの支援には、専門的知識や技術を有する職員の確保、医療機関との密接な連携、健康状態の変化や緊急時への迅速な対応が必要であり、地域移行にあたっては、こうした介護度の高さや医療的ケアの対応を理由として、受入先事業所等の確保について年々困難性が増している。 このような状況の中、地域移行に向けては、保護者懇談会等の開催（目標：各寮1回以上、実績：各寮平均3回）により、保護者・家族に対して働きかけを行った。本人や保護者・家族の意思確認により同意を得られた利用者に対しては、宿泊体験や日中体験（目標：300日、実績：458日）等を実施することにより、令和7年度 of 地域移行（目標2人以上）の実績は2人となったところである。また、地域移行した利用者には、地域移行についての説明や意向を確認し、寮職員が付添っての見学、短期宿泊体験から長期宿泊体験へと段階的に丁寧に進めていったところである。 このように、利用者の高齢化・重度化、医療的ケアニーズの増加、保護者の高齢化などにより地域移行を取り巻く環境は年々厳しくなっているが、保護者懇談会の開催、グループホーム見学、宿泊体験・日中体験、サポートブックの活用、移行後のフォローアップ等を通じて、利用者本人及び保護者・家族の理解と安心感の醸成に努めた。その結果、地域生活体験は目標を大きく上回る実績となり、地域移行についても目標を達成した。さらに、移行後の定着支援や地域生活モデルの検討を着実に進めることで、利用者が安心して地域生活を継続できる体制づくりに貢献したものと評価できると考える。
高齢の施設入所利用者に対する支援（ターミナルケアの検討・実践）	施設入所利用者の重度・高齢化に対応するため、利用者が住み慣れた環境で最期を迎えることができるよう、意思決定支援を重視したターミナルケア体制の構築を進めた。本人、家族及び関係者への丁寧なヒアリングを実施し、ACP（人生会議）を積極的に推進した結果、7件のACP委員会（気づき期3件、看取り期4件）を開催した。また、生活寮における看取りを1件実践するなど、利用者の意思を尊重した終末期支援を具現化することができた。 また、看取り支援は職員の精神的負担が大きいことから、公認心理師の支援のもと、振り返りや思い出語り、お別れの会を実施し、グリーフケアの仕組みを構築したことは評価できる。これにより、職員の悲嘆や喪失感の軽減を図るとともに、安心して看取り支援に取り組める組織体制づくりにつながった。 さらに、実践で得られた知見や取組内容についてニュースレター等を通じて情報発信を行い、他の障害者支援施設や事業所への普及に努めた。これらは、高齢知的障害者支援やターミナルケアに関する先進的な取組を地域や障害福祉分野全体へ波及させる取組として評価できると考える。

施設入所利用者の地域移行への取組状況

【参考事項】

○施設入所利用者の推移

○地域移行の実績

区 分		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所者数(当初)		248	238	228	225	205	199	188	175	175	155
入所	有 期	9	6	17	15	16	13	14	28	11	17
	再 入 所	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—
退所	地 域 移 行	5	2	2	3	2	1	0	10	2	2
	死 亡	10	10	10	20	11	7	11	5	14	7
	有 期	6	4	8	12	10	16	17	13	15	20
計（年 度 末）		238	228	225	205	199	188	175	175	155	143
(参考)地域移行者の 平均在籍年数		42年 10か月	46年 1か月	47年 4か月	41年 9か月	33年 5か月	50年 2か月	—	48年 6か月	41年 8か月	47年 7か月

第1期中期目標期間 44人（21都道府県・37区市町）
第2期中期目標期間 107人（25都道府県・60区市町村）
第3期中期目標期間 22人（20都県・20区市町）
第4期中期目標期間 8人（5都県・7区市町）
第5期中期目標期間 令和5年度10人（7都府県・9区市町） 令和6年度 2人（2都府県・2市） 令和7年度 2人（2都府県・2市）

○地域移行の取組

※令和7年度の年度末人員143人には、のぞみの園のGHで有期限入所を利用している者（1人）が含まれている。

1. 施設入所利用者の地域移行を推進するため、本人及び保護者への働きかけを引き続き粘り強く行った。

本人及び保護者への働きかけ

- ・地域移行に向けて、地域生活に必要な支援ニーズを確認し、支援計画を作成
- ・法人のグループホーム等を活用し、**地域生活体験（宿泊・日中体験 累計458日）を実施**
- ・**本人の支援方法等を記載したサポートブックを作成**
- ・保護者懇談会（**各費（6か費）平均3回、合計18回実施**）時に、法人のグループホームの様子や出身自治体の受入先状況の説明、法人のグループホームの見学を実施
- ・保護者に向けて丁寧に説明する機会（オンラインを活用した個別面会）の実施（**新規での地域移行同意者3人**）
- ・行政等の関係機関との支援会議の開催
- ・**地域移行の取組成果を**、ニュースレターや地域移行通信（保護者へ）等で**情報発信**

移行調整

地域移行同意者5人⇒**地域移行者2人**

2. しかし、その一方で、施設入所利用者は、年々、加齢による機能低下・重症化が進み、日常的に医療的ケアを必要とする者など、特別な配慮を必要とする利用者が増えている。また、本人及び家族の同意のもとで実施することを原則としている中、保護者の高齢化や死亡等により、同意を取ることが難しいことから、施設入所利用者の地域移行は目標策定時より極めて難易度が高い。

令和7年度 施設利用者の状況（旧法人からの利用者108人）	該当者数 ※一部重複あり
日常的に医療的ケアの必要な者	67人（62.0%）
起立や歩行が困難で常時車いすを使用している者	53人（49.0%）
認知症または認知症の疑いのある者	18人（16.7%）
経管栄養(胃ろう・経鼻)や特別に配慮された食事(ソフト食等)	73人（67.6%）

3. 令和7年度は、前年度から継続して「日中サービス支援型グループホーム」やそれ以外の「介護サービス包括型グループホーム」への移行に向けて、利用者の意思確認を行いながら見学や宿泊体験を実施し、また、体験の様子などを保護者に見学していただいた。同意が得られた2人が、日中サービス支援型グループホームと介護サービス包括型グループホームへの地域移行に繋がった。

【地域移行者2人の概要】

① 日中サービス支援型グループホーム

男性 59歳 R7.7.17地域移行
（障害支援区分6/重度加算あり/独歩/在籍年数 約41年/地域生活体験 宿泊：42日、日中：34日）

② 介護サービス包括型グループホーム

男性 84歳 R8.3.23地域移行
（障害支援区分6/重度加算あり/独歩/在籍年数 約54年/地域生活体験 宿泊：22日、

○地域移行者に対する地域生活への支援（フォローアップ）

令和7年度は、フォローアップの対象者103人に対し実施

- ①訪 問：37人（地域移行後、1年経過者2人、5年経過者1人、地域移行後、本人の住環境等変化があった利用者4人、左記対象者の他、訪問対象者と同じ事業所で生活する利用者30人 に対して訪問によるフォローアップを実施）
- ②電話等：66人に連絡。延べ83回実施。

高齢の施設入所利用者支援に関する取組状況

施設入所利用者の平均年齢：72.0（60歳以上が90.7%）
平均障害支援区分：6.0（区分5、6で100%） } ※有期限入所利用者は含まれていない
⇒重度知的障害者の高齢化により、従来の重度知的障害者への支援に併せて一般より早い加齢現象への支援の必要度が増大

具体的
には

- ・身体機能低下による介護の必要度が増大
- ・転倒、骨折のリスクが増大
- ・嚥下機能低下による喉詰りリスクが増大
- ・疾病の増大による通院支援、健康管理および医療的ケアの必要度が増大

高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援の取組み

- ・高齢化に伴う容体の急変や窒息・誤嚥の救急時に備えた救急救命講習会を毎月実施
- ・高齢知的障害者支援に係る研究班を設置し、事例の検討を行うほか、広報誌等で発信を行う
- ・医療配慮寮(あかしあ寮)に看護師有資格者を生活支援員として配置
- ・診療所やラウンド看護師の訪問による経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入、喀痰吸引、服薬等の巡回相談
- ・診療所やラウンド看護師、理学療法士などによる褥瘡予防、感染症予防研修会の実施
- ・診療所の歯科衛生士による支援現場における歯磨き指導の実施
- ・理学療法士による介護現場等での介護技術指導、食事場面等でのシーティング指導の実施

高齢化に対応した施設・設備の整備や、日中活動プログラムの工夫等への取組

- ・離床センサーや車椅子の定期的な見直し等を行いながら、安全・安心な介護の提供
- ・パーテーション等を活用しながら落ち着いた環境を設定
- ・高齢化に伴う身体機能の低下の予防を目的として「健康増進プログラム」を実施（H28年度～）
- ・リハビリの日中活動、文化的日中活動を、利用者一人あたり月8回以上実施

高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援として2つの研究班の活動

①支援プログラム班

身体機能の低下が著しい者及び医療的ケアが日常的に必要な者に対する実践事例について精査し支援プログラムについてICFを試用し検討を行い、利用者の意思に基づく活動（創作的活動・健康維持を目的とした運動など）を提供。

②認知症研究班

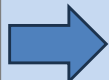
認知症を発症している施設入所利用者についてICFを試用し利用者の情報共有を行い、携わる職員で一貫したケアの提供に繋がるプログラムを実践検証。

「地域生活モデルに関する検討会」の取組状況

1. 高齢・重度知的障害者の地域生活を支えるための、「生活の場」「日中の場」の活動について検討会を設置

高齢・重度知的障害者の地域生活

- ・加齢に伴う機能低下、重度化を見据えた体制作り
 - ⇒ 生活環境の配慮
 - 生活の場での活動の在り方
(機能維持を目的とした活動、創作・余暇的活動)
 - 日中の場での活動の在り方(生活介護、介護保険事業所他)
 - 地域医療との連携(訪問医療、訪問看護、訪問リハ、訪問歯科他)



□検討会を設置

- ・外部有識者を招聘し、コンサルテーションを実施。
- ・共同生活援助職員が対象。

2. 検討会の開催状況と実施状況

検討会を設置

年2回開催(令和7年6月～令和8年2月)し、検討を行った(5回の開催を計画していたが感染症等の理由で3回が中止となる)

実施状況

- ・生活環境及び日中活動の改善⇒入居者の身体状況に応じた動線作りや、テーブル等の配置の見直し、福祉用具提案、設置
- ・日中活動(リハビリ的活動)などの取り組みの助言
- ・訪問医療、訪問看護等を導入⇒入居者の身体状況に応じて必要とされる医療サービス導入に向けて検討、実施
- ・地域連携推進会議 実施内容書式等の助言
- ・地域事業所の活用⇒他法人事業所を利用する事で生活の質の向上(地域社会参加、地域交流等)
- ・虐待防止についての指導、助言

3. 今後の取組み

高齢・重度知的障害者の地域生活を支えるための取組み

- ・入居者の身体状況に応じて生活の提案(休息と活動)＝地域医療との連携
- ・生活の場に於ける活動の実践(機能維持を目的とした活動、創作余暇的活動等)
- ・地域社会へ参加を通じて社会参加(入居者の希望する生活の提供等)

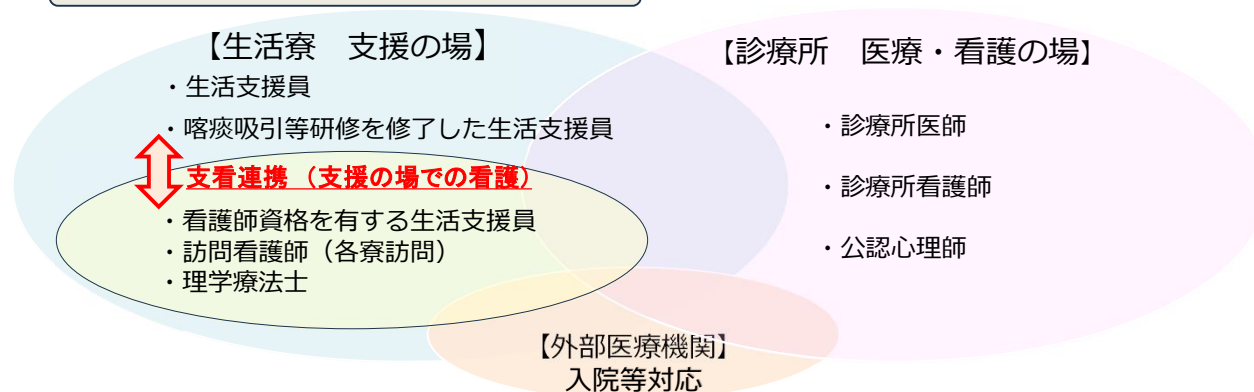
令和8年度も継続して検討会を実施
検討会開催予定回数 6回を予定

支看連携における取り組み

～高齢化、重度化する利用者が生活する「支援の場」を支える看護の提供～

- 医療的ケアを必要とする利用者が入所するあかしあ寮に「看護師資格を有する生活支援員」を9名配置し、365日24hのケアを実施
- 各寮(あかしあ寮を除く)訪問(ラウンド)看護師を6名配置し、365日のケアを実施

医療的ケア、早期治療等を実施



- ・看護師資格を有する生活支援員が、あかしあ寮において365日24hの状態観察による疾病予防等の健康管理や疾患への早期発見、早期治療等を実施
- ・訪問(ラウンド)看護師が、高齢者寮や強行寮において365日の定期的な各寮の訪問により、疾病予防等の健康管理や疾患への早期発見、早期治療等を実施
- ・看護師資格を有する生活支援員と、喀痰吸引等研修を修了した生活支援員※による、喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を実施
- ・支援と看護が一体となったターミナルケアの実践
- ・夜間や土日における体制
 - ⇒ 夜間休日の急病等は常勤医師によるオンコール体制
 - ⇒ 外部医療機関と連携

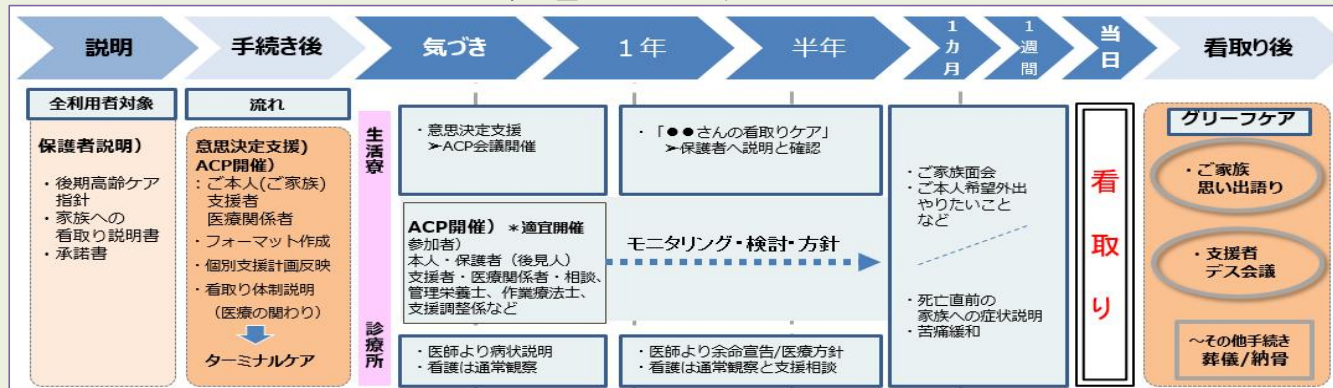
※喀痰吸引等研修を修了した生活支援員▶喀痰吸引等研修を修了し認定特定行為業務従事者となった者

特定行為▶医師の指示のもと、口腔内、鼻腔内等の喀痰吸引、胃瘻等や経鼻経管栄養を行う行為。
注・喀痰吸引は咽頭の手前が限度
・胃瘻等や経鼻経管栄養の実施の際は問題がないことの確認を医師または看護師等が行い実施
・対象者の制限あり

ターミナルケアの取り組み

施設入所利用者は、重度・高齢化が顕著となっている。加えて日常的に医療的ケアを必要とする者が増えてきた等により、人生の最期を入所施設で迎えざるをえない状況に至ってきた。このため、住み慣れた場所・環境等で最期を迎えることができるように、また、知的障害者のターミナルケアモデルを実践し、全国発信を行うことを目的としている。

のぞみの園ターミナルケアフロー



〇令和7年度の取組状況

- ・意思決定/ACP（人生会議）気づき期3件
看取り期4件
- ・痛みの軽減のための緩和ケアと、亡くなった後に行うエンゼルケア、また、ターミナルケアに関わる職員に、思い出語り等を行い、グリーフケア（悲しみ等からの立ち直り支援）を実施
- ・家族への継続的なアプローチ(高齢期支援の先を見据えた話し合い)
- ・支援と看護の連携…住み慣れた生活の場での支援と看護の連携によるターミナルケア
- ・生活寮で看取りを行った実践事例 1名

※参考 令和6年度の取組状況

- ・意思決定/ACP（人生会議）の医療配慮グループ(あかしあ寮等)での開催と、一般寮への展開
- ・痛みの軽減のための緩和ケアと、亡くなった後に行うエンゼルケア、ターミナルケアに関わる職員に思い出語り等を行い、グリーフケア（悲しみ等からの立ち直り支援）を実施
- ・家族への継続的なアプローチ(高齢期支援の先を見据えた話し合い)・支援と看護の連携…住み慣れた生活の場での支援と看護の連携によるターミナルケア

氏名	年齢	性別	病名
A氏	85	女	慢性硬膜下血腫
B氏	75	女	慢性腎臓病
C氏	75	男	虫垂癌
C氏	75	男	虫垂癌
D氏	74	男	肺炎
E氏	82	女	子宮体癌
F氏	78	男	肺炎

「著しい行動障害を有する者等」及び「医療的ケアが必要になった者」の受入れ及び地域移行等の状況

○ 著しい行動障害を有する者等の受入れ及び地域移行の状況（目標25人→受入れ15人）

項目/中期・年度	第2期	第3期	第4期	第5期						令和7年度の取組状況
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計	
受入れ者数（人）	20	33	75	28	10	15			53	・本人の行動特性に配慮した支援の提供、医師等との連携による支援の提供 ・相談支援事業所、行政、受入れ先事業所等の関係機関を含めた個別支援会議等の開催（210回/R7←188回/R6） ・地域移行にあたっては、受入れ先事業所と連携・協力を図り、受入れ予定先の職員を現任研修として受入れ ・移行予定者についてのサポートブックを作成し、支援方法を共有 ・移行先事業所への環境調整などの援助助言、職員研修への講師派遣などを実施
うち、行動障害者	4	14	53	25	9	15			49	
うち、矯正施設等退所者	16	19	22	3	1	0			4	
移行者等数（人）	14	23	64	13	15	20			48	
うち、行動障害者	1	6	40	12	11	19			42	
うち、矯正施設等退所者	13	17	24	1	4	1			6	

※能登半島地震における被災者10人（行動障害）を含む

○ 医療的ケアが必要になった者の受入れ及び地域移行の状況（目標4人→受入れ2人）

項目/中期・年度	第2期	第3期	第4期	第5期						令和7年度の取組状況
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	合計	
受入れ者数（人）	—	—	—	0	1	2			3	・群馬県内の相談支援事業所、施設、医療機関等へ広報活動を実施 ・相談支援事業所、行政、関係機関を含めた個別支援会議等の開催（10回/R7←9回/R6）
移行者等数（人）	—	—	—	0	0	0			0	

受入れに至らなかった理由
・受入可能人数に制限がある中で、 ①能登半島地震により被災した10人の利用者の地域移行が進まなかったこと。 ②退所後に空室となった居室の環境調整や利用者の器物破損による原状復帰のための改修工事に時間を要したこと。 ③弄便行為や排泄を中心に課題を持つ5人が同時に生活している期間があり、生活空間を衛生的に回復させる必要があったため、特殊清掃などを行ったこと。 ④虐待事案に対する緊急一時保護の要請に対応したこと。 なお、受入れ人数は15人であるが、令和8年3月末までに短期入所で3人が利用を開始している。 ・事業開始3年目である医療的ケアの受入れについては、積極的な広報活動を行った。この結果、令和7年度は8人から相談があり、このうち6人は、病院では落ち着いたことなどにより転院を迫られ、長期入所を希望する相談や将来を見据えた相談などであり、有期限入所には繋がらなかった。なお、受入れた2人のうち、1人（難治性てんかん、レノックス・ガストー症候群）は令和7年5月に、もう1人（糖尿病、インスリン注射、行動障害）は令和8年2月に受入れ

1. 受け入れた利用者の例

【行動障害者】

- ① 特別支援学校卒業後、3か所の事業所を利用するも他害行為等を理由にすべて利用中止となった。次の受入れ先が見つからず、通所も施設入所も申請を受け付けてもらえない状況。そのため、過去に利用していた放課後等デイで日中一時支援のサービス提供体制をとってもらい、日中活動の場とする。それ以外の時間は在宅生活だが、本人の破壊行為があり家族が付きっきりで世話をする。室内には物が置けず、自家用車の運転中にも危険行為があり対応に苦慮している。母と妹の365日体制で看っており、疲弊も強く、完全に行き場のない女性（入所時20代）。
- ② かつての在宅生活では、実家の離れで本人と犬のみで暮らし、外から施錠して母親が食事を運ぶ状態だった。室内は荒れ果て、本人の通所中に母親が片付けを行うなど対応は限界に達していた。令和元年より施設入所となるが、他利用者への他害行為が繰り返されたことから、事故防止のため、居室および居室前スペースでのマンツーマン支援を継続し他の生活エリアとは扉で施錠・隔離とし、共有スペースへの出入りは定期的なトイレ誘導と入浴時のみに限定する支援となっている。施設での支援困難となった男性（入所時20代）。
- ③ 在宅生活では母が1人介護を担っていたが、母への顕著な行動障害（他害等）が見られたため、家族より「自宅での支援は限界」と強く訴えがあり、行政機関も家族の安全を優先し、入所できる施設を探すが見つからず。薬物調整をきっかけに精神科病院へ入院するも衝動性が高く抑制帯が外せない状態から、退院先のめどがたたず、長期入院となっていた女性（入所時20代）。

【医療的ケア】

- ① 行動障害により家族の介護負担は大きく、再三にわたり短期入所希望があったが、インスリン注射という医療行為があり、複数の施設に断られた。高齢の両親の介護負担軽減は喫緊の課題で、行動障害（自傷、器物破損、こだわり、過食、行動停止等）に加えて医療的ケア（インスリン注射）の複合的な支援ニーズを持ち、対応可能な施設を見つける事が極めて困難な状況にある男性（入所時20代）。

2. 移行者等の例

【行動障害者】

① 障害児入所施設利用後、移行先がなく、加齢児童として経過。行動障害(他害、飛び出し、拒食、こだわり等)に加えて医療的ケア(てんかん重積発作後の喀痰吸引など)を併せ持つため、受入れ先施設が見つからない状況だった**女性(入所時10代)**。

⇒ 日中活動を通じた生活リズムの安定や特性に配慮した環境・活動の支援を丁寧に構築。この取組により、地域の日中サービス支援型グループホーム(医療環境：往診及び訪問看護)へ移行。(在籍9年8か月)

② H30年より障害者支援施設にて生活をしていましたが、入所当時から顕著な他害行為があり、過去には他の利用者に大きなけがを負わせる事案も発生した。施設側では個別対応や服薬調整などの対症療法しか行えず、これ以上の支援は困難として援護の自治体へ相談が繰り返された。他施設への転入を検討したが、全ての施設から受入れを断られてしまい、行き場のない**男性(入所時20代)**。

⇒ 専門的な視点からアセスメント及び行動障害軽減を目的とした環境調整と支援構築をし、その環境を参考に自宅を改修し、重度訪問介護の導入を行い、在宅へ移行。(在籍2年4か月)

③ 平成24年に障害者支援施設へ入所。他害行為や弄便、放尿が顕著なため、職員がマンツーマンで対応していた。日中は、散歩やドライブで過ごしていたが、服薬調整後から著しい不穏状態となり、精神科病院へ入院。退院後も状態像は改善せず、施設での支援困難について行政へ繰り返し相談が寄せられた。主治医から「病院の保護室と同様の環境での対応が落ち着く可能性がある」と提案され、居室を改修して扉を施錠し、隔離。食事も小窓から提供されるなど、限定的な支援を受けていた**男性(入所時20代)**。

⇒ 食事や排せつ、入浴等の生活支援を行い、自立に向けた環境を整備。さらに構造化や視覚支援を導入し、本人の特性に配慮した活動を構築した。この取組みを引継ぐ形で、以前の施設へ再入所。(在籍1年7か月)

【矯正施設等退所者】

① 幼少期にASD、ADHDおよび軽度知的障害の診断をうける。知的制約から受動的な傾向がある一方、衝動や欲求を優先した行動に陥りやすい。欲求への対処方法や対人関係の未熟さから、異性に対する性的逸脱行動を繰り返した。精神科病院へ入院による経過観察を行ったが行動の改善には至らず、最終的に警察の介入を経て、矯正施設入所に至った**男性(入所時20代)**。

⇒ 矯正施設の退所に伴い、国立のぞみの園における専門的支援を導入する。心理教育や生活訓練等を通じて、自分自身の考え方や感情のコントロール、基本的な生活スキル等を学び、地域の日中サービス支援型グループホーム(日中：生活介護)へ移行。(在籍1年11か月)

3. 職員の専門性の向上
・職員の専門性の向上のため、強度行動障害・自閉症に関する法人内研修を実施（R6／4回 →R7／4回） ・有期限利用者の支援を適切に行うため、外部有識者によるコンサルテーションを定期的実施 ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）指導者研修、中核的人材養成研修、自閉症支援のためのワークショップ及び外部団体研修へ派遣 ・先進的な強度行動障害事業を展開している事業所への実務研修や人事交流として派遣（R6／16人→R7／14人）

4. 情報提供及び普及
・ニュースレターによる情報提供や事例集「あきらめない支援」の有償頒布 ・障害者支援施設等の求めに応じての講師派遣【WEB活用】 行動障害者支援に関する派遣：R6／53件→R7／87件 矯正施設等退所者支援に関する派遣：R6／10件→R7／3件 ・障害者支援施設等で従事している職員を受入れ現任研修を実施 行動障害者支援コース ：R6／72件→R7／98件

5. 能登半島地震における被災者の受入れ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、**被災した施設の利用者10人**を厚生労働省の要請により、有期限の施設入所利用者として令和6年3月12日に受入れた。また、**被災時に精神科病院に入院していた重度の知的障害者1人**を令和6年8月5日に受入れた。受入れた利用者（11人）は、**近隣施設では受入れが難しい重度知的障害の利用者（行動障害）**であったことから、のぞみの園で受入れることとなった。

● 被災施設の状況等（令和8年3月31日時点）

施設	石川県障害者支援施設
現在の状況	令和7年9月1日石川県知事記者会見において、当該施設の復旧整備の検討について発表があった。発表では、他の施設で生活されている方々に、1日も早くふるさとである能登の地に戻っていただくことを最優先に考え、復旧方針を検討してきたが、建物の被害状況や敷地の地盤調査の結果、現在地での復旧は極めて困難で、新たに施設を移転整備する必要があると説明があった。 また、令和7年10月9日には石川県の障害保健福祉課長らが来園し、現在の状況や施設整備にあたっては数年かかる見通しとの報告があった。このため、令和8年1月26日に当法人役員らが石川県庁へ訪問し、のぞみの園に避難している利用者について現状を伝え、以下のことについて要請した。 - 施設建設を速やかに行い、利用者の早期の受け入れを行ってほしい 10名の利用者の一括受け入れに限らず、利用者の事情に応じて個別に取り組んでほしい - 職員のスキルアップのため、当法人に職員を派遣し実務研修を行ってほしい
受入利用者等	利用者11名のうち、10名については、各々の障害特性に応じたサービスを提供している。（このうち1名の利用者については、入院治療に伴い身体機能の低下がみられたことから、医療的配慮グループへの転寮となった。） なお、利用者1名については、令和6年10月から病氣療養中のところ、誤嚥性肺炎のため令和7年4月25日に逝去した。これについては、災害関連死も考えられることから、ご遺族に情報提供を行った。

利用者の状況等については、利用者やそのご家族も交えたオンライン会議を開催し、利用者との対面や会話の機会を設けるなど、利用者やご家族に寄り添いながら支援を継続している。なお、利用者は落ち着いた生活を送っているが、地域移行に向けては、現在も施設の再建の見通しが立っておらず調整できない状況が続いている。また、1名の利用者について石川県内の事業所での受け入れが検討されたが、調整の結果、受け入れは困難との回答があった。

評価項目 No. 1－2 調査・研究

重要度 高

自己評価 S （過去の主務大臣評価 R5年度：A R6年度：S）

I 中期目標の内容

- 外部研究者等と協働した研究割合を毎年度60%以上とする。
- 海外の研究機関等と調査・研究の実施数を毎年度1テーマとする。
- 民間の研究助成等への応募数を毎年度1件以上とする。
- 各種学会等への成果の発表回数を毎年度42回以上とする。
- のぞみの園が発信した調査・研究成果等の被活用状況の把握数を毎年度4回とする。
- 調査・研究成果データの被ダウンロード数を毎年度5,300件以上とする。
- 論文の被引用件数を毎年度8件以上とする。
- ホームページに掲載した調査・研究成果等のアクセス数を毎年度31,000件以上とする。

のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため重要度が高い目標である。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
調査・研究の実施体制の充実	外部研究者等と協働した研究の割合【目標値:毎年度60%以上】	70%	117%	67%	112%	78%	130%		
	海外の研究機関等との調査研究実施数【目標値:毎年度1テーマ】	1テーマ	100%	1テーマ	100%	1テーマ	100%		
	民間の研究助成等への応募数【目標値:毎年度1件以上】	3件	300%	3件	300%	2件	200%		
成果の積極的な普及・活用	各種学会等への成果の発表回数【目標値:毎年度42回以上】	58回	138%	66回	157%	107回	255%		
	調査・研究成果等の被活用状況の把握数【目標値:毎年4回】	7回	175%	12回	300%	12回	300%		
	調査・研究成果の被ダウンロード数【目標値:毎年度5,300件以上】	46,744件	882%	64,274件	1213%	66,362件	1252%		
	論文の被引用件数【目標値:毎年度8件以上】	11件	138%	8件	100%	9件	113%		
	ホームページのアクセス件数【目標値:毎年度31,000件以上】	34,213件	110%	52,203件	168%	55,007件	177%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
外部研究者等と協働した研究の割合 【目標値:毎年度60%以上、実績78%】	②「法人の努力結果」 達成度が目標値を大きく上回っている、 ・海外の研究機関と連携した「インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究」 ・地域の関係者と協働した「地域で生活する発達障害（疑い含む）児者が地域生活の中で必要とする配慮に関する研究」 ・「災害時に特別支援学校が福祉避難所として機能するための効果的な研修スキームの構築」、「群馬県教育委員会との強度行動障害支援における共同研究」の教育分野と関わる調査研究などのテーマについては、より高度な知見を求めて外部の研究者に協力を求め、連携・協働しながら調査研究を実施したことが要因としてあげられる。
民間の研究助成等の応募数 【目標値:毎年度1件以上、実績2件】	②「法人の努力結果」 民間の助成研究への応募件数が目標値を上回った要因としては、当方が採択されている厚生労働科学研究等では吸収できないテーマについて全国の支援現場から提案が寄せられており、その期待に応えるためのテーマ設定を行ったためである。 また、この結果は、民間の助成研究等の情報を積極的に収集した成果であり、目標値1件を上回るものであるが、民間助成研究の公募のテーマが、毎年度、当法人のフィールドに適したものが設定されるとは限らないため、目標の変更は行わない。
各種学会等への成果の発表回数 【目標42回以上、実績107回】	②「法人の努力結果」 高齢期の知的・発達障害者への支援ニーズが、国内の支援現場で年々増加している中で、のぞみの園が高齢期の知的・発達障害者への実践と研究が結びついた知見の発信を強みとしていることにあると考える。また、著しい行動障害の状態にある人への支援など、当方が取り組んでいる調査研究について、研究紀要やニュースレター、全国の行動障害の状態にある人への支援者、家族等が情報共有を行うために令和7年度から発刊した会員向け広報誌「Standard Support」による発信していることが、各地の研究者、支援現場職員、家族、行政関係などの関係者に注目されていることが要因となっているものと考えられる。 この結果は、ホームページやSNS（フェイスブック）を通じた研究成果の発信や、様々な研修・セミナー等を実施している成果であり、目標値42回を上回るが、講義・講演等のテーマが、毎年度、当法人のフィールドに適したものが設定されるとは限らないため、目標の変更は行わない。

○要因分析（続き）

指 標	要 因 分 析 ①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
調査・研究成果等の被活用状況の把握数 【目標4回以上、実績12回】	②「法人の努力結果」 研究者等の関心を踏まえた新年度の研究テーマの設定を行うための判断材料に使用したほか、研究成果のダウンロード数の実績が目標を大幅に上回っている要因の把握・分析にも活用し、次期の目標値設定につなげる予定であるため、この把握を年4回から毎月1回の12回に増やしたことが要因である。 今後は頻繁な把握を行う必要性は低く、被活用状況の把握回数についての目標の変更は行わない。
調査・研究成果の被ダウンロード数 【目標5,300件以上、実績66,362件】	②「法人の努力結果」 法人ホームページにおいて、研究者ごとに過去の成果も含めた研究成果を検索しやすい工夫として、リサーチマップとのリンクを整備したことが要因としてあげられる。また、この結果、海外（特にアジア）の研究者のダウンロードが増えている。 次期目標の策定にあたっては、指標における目標値又は指標自体の見直しを検討する。
ホームページのアクセス件数 【目標31,000件以上、実績55,007件】	②「法人の努力結果」 ホームページで調査研究テーマ候補の募集を行うことや、全国の障害者支援施設等への援助・助言や講師派遣等においてのニーズを踏まえて調査研究を行うなど、支援現場や当事者・家族の関心に沿った成果物を掲載したことや、新しい記事の掲載時にSNS（フェイスブック）による情報発信を図ったことが、要因と考えられる。 次期目標の策定にあたっては、指標における目標値又は指標自体の見直しを検討する。

Ⅲ 評価の根拠

(S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。)

根 拠	理 由
【量的な観点】 ・ 8つの指標の全てが達成度100%以上となったこと ・ このうち、6つの指標が達成度120%以上で、前年度の5つを超えたこと 【質的な観点】 調査研究を行うにあたって、 ①国が方向性を示している、行動障害の状態にある者の支援や身体拘束廃止・防止に向けた取組について、全国の自治体や事業所で実際の取り組みが円滑に進むように、現場のニーズに沿った情報収集・分析・研究成果のまとめ・発信を行ったこと ②先行例の少ない高齢期の支援や国際的な協力に取り組んだことと ③福祉分野の範囲を越えて教育分野においても、のぞみの園の取組で得られた知見を活用できるようにするとともに、教育分野の体制整備に協力したこと このように、量的でなく質的にも困難度が高い取組内容を実施しており、さらに、当法人の自主的な取組による創意工夫により、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与しているものと考える。	評価にあたっては、量的な観点としては、8つの指標のうち、実績値が目標値の120%以上となったのは、6つの指標においてであり、前年度の5つを超えたという点を考慮した。 調査研究の実施においては、国が方針を示している、行動障害の状態にある人を受け入れチームで支援を行うための人材養成や、身体拘束廃止・防止に向けた事業所の体制整備などの取組について、全国の自治体や事業所が迅速に着手しやすくなるよう、令和7年度は「身体拘束廃止防止の手引き」など、研究成果物の作成と情報発信を行った。 また、知的・発達障害者の高齢期の支援について、国内外の先行事例や研究が児童期や成人期に比べて相対的に少なく、支援現場での取り組みも消極的であることから、令和7年度は、高齢期の支援として、看取り実施導入マニュアルを作成したところである。海外においては、高齢期前の成人期の障害福祉サービスの構築も十分でない地域があり、日本の知的・発達障害者支援に関心が寄せられていることから、令和7年度は、行動障害に関する日本の研修テキストの翻訳を開始した。このように、のぞみの園が率先して、国内の支援者や海外の研究者とも連携して調査研究を進め、日本における福祉分野の情報発信に貢献してきたところである。 さらに、行動障害の状態になることを予防するためには、児童期から教育と福祉の連携が重要であることから、令和7年度は、教育機関と共通に用いることができる研修テキストの検討、学校間連携などを効果的に行う方法等に関する共同研究を進め、のぞみの園が福祉分野で蓄積してきた知見を教育分野の人材育成や体制整備の推進に役立てているところである。 以上の点を踏まえ、評価にあたっては、質的な観点として、 ① 国が方向性を示している、行動障害の状態にある者の支援や身体拘束廃止・防止に向けた取組について、全国の自治体や事業所で実際の取り組みが円滑に進むように、現場のニーズに沿った情報収集・分析・研究成果のまとめ・発信を行ったこと ② 先行例の少ない高齢期の支援や国際的な協力に取り組んだことと ③ 福祉分野の範囲を越えて教育分野においても、のぞみの園の取組で得られた知見を活用できるようにするとともに、教育分野の体制整備に協力したこと について考慮した。 このように、調査研究にあたっては、量的だけでなく質的にも困難度が高い取組内容を実施しており、さらに、当法人の自主的な取組による創意工夫により、目標策定時に想定した以上の政策実現に寄与しているものと考える。このため、自己評価をS評価としたものである。

調査・研究テーマの設定	調査・研究内容の充実	
令和7年度 のぞみの園が実施主体となって行った調査・研究	外部と協働 目標 60%	外部有識者から 助言を受ける 研究会議 2 回
1【厚生労働科学研究】強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究	●	法人内関係部署 への協力依頼や 成果の被活用状 況の報告を行う 調整会議 4 回
2【厚生労働科学研究】障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査	●	
3【厚生労働科学研究】障害者支援施設や共同生活援助事業所等における高齢障害者への看取りマニュアルの実装に向けた研究	●	
4 弄便に関する文献調査（調査研究テーマの募集を行った際に提案のあったもの）		
5 認知症（疑いを含む）を発症した知的・発達障害者に見られる行動・心理症状への支援に関わる研究		倫理審査委員会 3 回 利益相反委員会 1 回
6 インドネシアにおける福祉サービス等支援者の育成に関する研究 *（インドネシア LSPR大学と協働）	●	
7 地域で生活する発達障害（疑い含む）児者が地域生活の中で必要とする配慮に関する研究 **（大同生命助成金）	●	
8 災害時に特別支援学校が福祉避難所として機能するための効果的な研修スキームの構築**（ユニバーサル財団助成金）	●	
9 群馬県教育委員会との強度行動障害支援における共同研究	●	
*海外の研究機関との協働（目標1件） 実績1件 **民間研究助成への応募（目標1件） 実績2件（採択2件）	実績 78%	

成果の積極的な普及・活用

情報発信	被活用状況の把握 （目標 4回）	実績 12 回
研究紀要（18号）、ニュースレター（84～87号）、（研究Ⅰに関連）Standard Support（1～7号）	被ダウンロード数 （目標 5,300件）	実績 66,362 件
学会、自治体や団体講演会等への発表、執筆、投稿（目標 42 回） 実績 107 回 ・学会発表（12回）：日本介護福祉学会、日本老年精神医学会、日本特殊教育学会、日本社会福祉学会、日本発達障害学会（6回）、日本学術会議・健康生活科学委員会、強度行動障害医療学会 ・講演（87回）：（自治体）群馬県、茨城県、東京都、名古屋市、福島県、奈良県、石川県、大阪市、長崎県、山梨県、島根県、福井県、仙台市、（団体）手をつなぐ育成会、など ・執筆（8回）：新ノーマライゼーション（2回）、総合リハビリテーション、精神科治療学、発達障害研究、小児看護、知的障害辞典、情緒障害辞典	引用件数 （目標 8件）	実績 9 件
	ホームページ アクセス数 （目標 31,000件）	実績 55,007 件

成果等の発信

発信媒体	主 な 発 信 内 容
研究紀要 第18号	・行動障害の状態にある人への地域支援体制整備に関する研究 ―地域支援体制整備状況のデータベース化を目指して― ・弄便が見られる人の特徴と支援について ―国内外論文の先行研究レビューを通して― ・障害者支援施設及び共同生活援助事業所における高齢障害者の看取りに関連する要因の検討 ・障害者本人の意思を推定する方法に関する研究 ―ICF 情報関連表の活用を通して― ・障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り・終末期の支援を行うためのマニュアル作りに関する考察 ・国立コロニーのぞみの園の退所者 ―地域移行の取り組み以前(1971-2002 年度)に関する文献調査― ・対ベトナム総括所見にみる障害者政策・実践の現状と課題 ・教職員の防災意識向上へのアプローチに関する一考察、知的障がいの特別支援学校における教職員防災アンケートの分析より
ニュースレター 第84～87号	84号(4月)「「食」、どうしてますか？手厚い支援を必要とする人の食事」 85号(7月)「身体拘束をなくすために」 86号(10月)「「本人の理解」をどう考える？」 87号(1月)「「現場と制度をつなぐ」行動障害支援と研究事業」
Standard Support 第1～7号	1号(9月)「Standard Support発刊にあたって」「行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワークに期待すること」「困った人ではなく困っている人」「行動障害の状態にある方々への支援とその充実の重要性」 2号(10月)「厚生労働科学研究の現状とこれから」「私の来た道(連載1)」「家族の思い(連載1)」 3号(11月)「中核研修から生まれた“つながり”ご紹介」「私の来た道(連載1)」「家族の思い(連載1)」 4号(12月)「看護師が学ぶ機会を」「私の来た道(連載1)」「家族の思い(連載1)」 5号(1月)「スタ・サポネットのめざすところ」「私の来た道(連載2)」「受講者のいま(1)」「家族の思い(連載2)」 6号(2月)「私の来た道(連載2)」「受講者のいま(1)」「家族の思い(連載2)」 7号(3月)「私の来た道(連載2)」「受講者のいま(1)」「家族の思い(連載2)」

全国の現場ニーズ、将来的な課題、分野を越えた連携の実装等に着目した のぞみの園の調査・研究

現状・課題	令和7年度の調査・研究	貢献
●国が方針を示している強度行動障害や身体拘束廃止・防止等について、以下の課題がある。 ・行動障害の状態にある人を受入れる事業所が少ない。 ・行動障害の状態にある人はサービスにつながっても、身体拘束等の不適切な対応を受けていることがある。	・各都道府県で中核の人材養成研修を実施する際の体制整備のポイント整理した。 ・全国の支援者ネットワークを構築し、支援者同士の支え合うことや、常に最新の情報に触れることができる環境を整備した。 ・身体拘束拘束廃止・防止について、すべての事業所が活用できる「手引き」「動画教材」を作成し、発信した。	全国の好事例等の情報収集・分析・発信を行い、自治体や支援現場が取り組み着手しやすくなるよう情報を発信した。 研究成果は今後の制度運用や実践現場における支援の質の向上に資するものとなっており、障害福祉分野における専門機関としての役割を果たすことができた。
●近い将来に、支援現場等で必要になることが想定される課題がある。 ・知的・発達障害者の高齢期支援への関心が高まる一方、先行研究が少ない。 ・ASEANとの福祉分野での協働が求められている。	・令和6年度に作成した「障害者支援施設・共同生活援助等での本人が望んだ場合の看取り実施導入マニュアル」をもとに国内複数の支援現場での試行、海外の知見も踏まえたマニュアルのブラッシュアップを行った。 ・「強度行動障害支援者養成研修」テキストの英語・インドネシア語への翻訳をインドネシアの大学と共同で実施した。 ・知的・発達障害者支援の現状をASEAN全域内で共有するための刊行物の発行を関係者と調整した。（令和8年度にはベトナム版を刊行予定）	海外の研究者や支援者と連携しつつ、先進的な取り組みに、のぞみの園が率先して着手した。 このことは、国際的な視点から障害福祉施策や支援実践を検証する機会となり、今後の調査研究活動の発展にもつながる成果を得ることができた。また障害福祉分野におけるのぞみの園の専門性や先駆的な取組を広く発信することができた。
●強度行動障害の予防の観点から重要となる、教育と福祉の分野を越えた連携の実装が進んでいない。	・「強度行動障害支援者養成研修」が教育分野からの研修受講者にも理解されるよう、国立特別支援教育総合研究所とともに研修テキストの用語の変更等を実施した。 ・群馬県教育委員会等と協力して、障害福祉分野の取り組みをモデルとして、学校内での核となる教師の育成、共同研究に参加している学校間のICTを使った情報交換ネットワーク化に協力した。	障害福祉分野での取り組みを教育分野にも積極的に情報提供しつつ、教育分野で活用しやすいテキストへの改善など、分野を越えた連携を進めるための現実的な改善を行った。 このことは、のぞみの園が福祉分野で蓄積してきた専門的知見を広く様々な分野に提供するものであるとともに、教育分野との切れ目のない知見の共有や支援の質の向上に大きく貢献し、全国の知的・発達障害関係施設等における支援の質の向上、体制整備の推進につながっている。

強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と 広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究（令和7年度～9年度）

- 目的：全国各地で、状態が悪化した行動障害の状態にある人を受け入れる事業所が身近な地域で見つからない場合や、受け入れられても身体拘束等の不適切な対応（虐待）を受けている実態があり、受け入れる事業所や支援者の量と質の改善は喫緊の課題を迅速に解消するため、各地の地域支援体制整備を進めるための資料を作成するとともに、全国の関係者間の情報共有を活性化する。
- 方法：「行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク」を立ち上げ、行動障害の状態にある人の家族、自治体職員、障害福祉サービス関係者、医療・教育関係者等が会員となるネットワーク組織を立ち上げ、会報の発信、集合研修を実施し、その効果を検証する。

障害福祉
サービス
事業所

中核的
人材



強度行動障害者の
標準的支援をチームで実践でき、
家族や職員に説明できる

地域の関係者と
の協力・支え合い
ができる環境作り
の協力

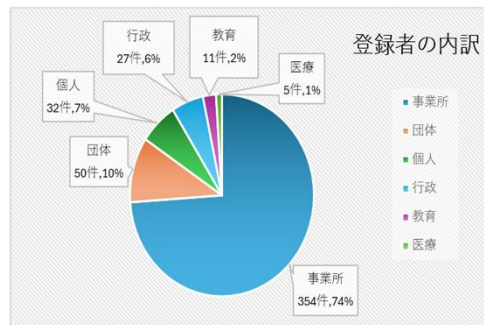
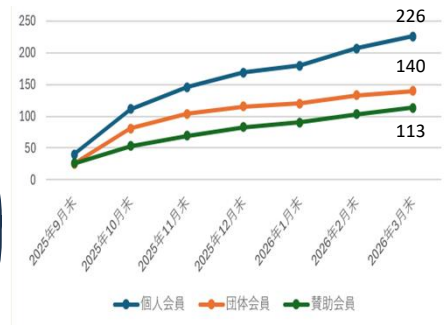
職員が知識や技術を
身に着的けるための研修、
集中的支援を通して
助言を受ける機会を
提供

都道府県等の
広域的支援人材

行動障害の状態に
ある人の支援者
全国ネットワーク



●全国行動障害の状態にある人の支援者ネットワーク 会員数479（令和8年3月31日時点）



● 会報の発行（名称：Standard Support）

- ・令和7年9月から毎月10日に発行。
- ・全国の地域での動き、家族の声、行政・研究の最新情報を5～7ページ程度で構成

● 情報アップデートDay（集合研修）の実施

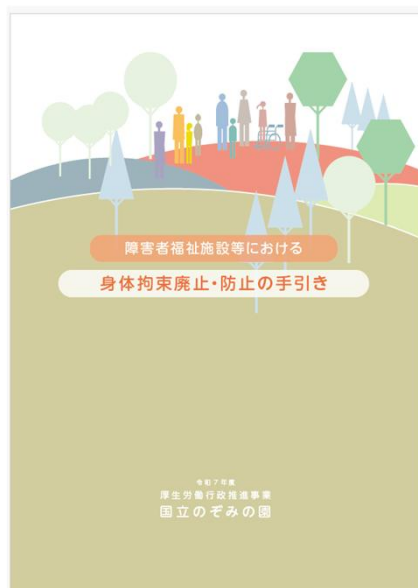
- ・令和7年10月1日、仙台市において行政説明、地域での実践報告、シンポジウムを行い、全国から120名程度が参加

都道府県における中核的人材養成研修の実施へ（令和7年度は1自治体、令和8年度以降の実施検討は23自治体）

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査 (令和6年度～7年度)

目的： 全国の障害福祉サービス事業所約9万か所に、身体拘束廃止・防止に関するアンケートを送付し、約2.2万か所から回答を得た。このうち、身体拘束廃止・軽減に取り組んだ経験がある事業所は約0.2万か所であり、こうした事業所の取組事例を参考に手引きをまとめ、全国の支援現場に発信する。(これらの成果物は、身体拘束適正化に関する体制整備に取り組めていない事業所(全国の事業所の2割程度)の状況改善に繋がると見込まれる。)

方法： 文献調査、自治体アンケート、関係団体ヒアリング、手引き作成、動画教材作成。



第1章 身体拘束廃止・防止の意義

障害者の尊厳を尊重した生活を支援するために

身体拘束とは

どのような行為が身体拘束に該当するのか

身体拘束が及ぼす弊害

コラム 身体拘束を受けた人の声 ― 身体拘束を経験したから思うこと

障害福祉の現場で起こりやすい状況

コラム 外出場面の支援について ― 強度行動障害の状態にある方の外出を支援する立場から

第2章 身体拘束廃止・防止に向けて

身体拘束廃止・防止のための基本方針

身体拘束適正化委員会の運営／指針の整備

身体拘束を必要としない支援のために

コラム 地域で“風通し”をつくる ― (自立支援)協議会の取組に学ぶ、虐待防止・身体拘束廃止の土台

第3章 緊急やむを得ない場合の対応

緊急やむを得ない場合の考え方

緊急やむを得ない場合の三つの要件とは

緊急やむを得ない場合の対応―組織的な検討から廃止に向けて

コラム 身体拘束の「同意」の取り扱い ― 常に支援の原点を問い直す～身体拘束・行動制限がもたらすもの～在宅生活で身体拘束を必要としない支援をするためには

第4章 身体拘束廃止・防止に取り組んだ事例集

事例1 強度行動障害の状態にある方の向精神薬使用と居室施設の慢性化を見直した事例

事例2 療養介護事業所で高柵ベッドの段階的廃止を施設全体で進めた事例

事例3 放課後等デイサービス事業所における飛び出し行動への対応を見直し、玄関施設によらず安全確保を行った事例

事例4 児童発達支援センターにおいて身体拘束を行わない支援を組織的に定着させた事例

障害者支援施設や共同生活援助事業所等における高齢障害者への 看取りマニュアルの実装に向けた研究（令和7年度～8年度）

目的：医療機関ではなく、障害者支援施設や共同生活援助で亡くなりたいという利用者からの希望があれば、原則的に受け入れることができる施設は全国で22.2%存在しているが、実際には、看取りに関する方針を定めていない（33.9%）、看取りを行う職場内の理解・経験がない（30.4%）という状況である。この結果から、管理者や支援現場の職員は、看取りの支援に不安を抱えている現状が見られるため、これらの状況を踏まえ、身体拘束廃止に向けた体制整備（委員会設置、研修開催、指針制定）が未整備な事業所にも活用しやすい資料の作成を行う。

方法：文献調査、障害福祉事業所（オーストラリアでの調査を含む）へのアンケート・ヒアリング、令和6年度版マニュアルに沿って試行し事業所へのヒアリング

令和6年度作成 看取り導入マニュアル 目次

第1章 障害者と看取りの背景

1. 看取りと意思決定支援
2. 看取りの実態
3. 高齢化の実態 データとエピソード
4. 看取りを支える制度・サービス

第2章 看取り支援の進め方

1. 看取り支援の流れ
2. 職員への看取り教育
3. 看取りの環境整備
4. ACP・意思決定支援
5. 家族との協力
6. ターミナルケアの医療福祉連携
7. 看取り支援可否の判断
8. 看取り支援の実践とポイント（4つの緩和ケア中心に）
9. 看取り期の関わり
10. 看取りに向かう身体的な変化
11. 亡くなった後の対応
12. 遺された人への支援



1.改訂の目的

施設・GH・在宅/訪問看護・医療連携・意思決定支援・グリーフケア等の場面での実践知を追記・補強することで、現場で「迷いが減り、動ける」運用型マニュアルに更新する

2.改訂の基本方針

プロセスを示す（宣告→意思確認→連携調整→医療連携→死後準備→関係者会議→グリーフ）

- ・ 本人意思を土台にする（意思形成・表出・実現）ことを示す
- ・ 最小体制と看取りの開始条件を示す
- ・ 医療・福祉連携を「平時から」組み込むことを示す
- ・ 看取り後（死後支援・グリーフ）までを視野に入れて示す

3.章別：追記・修正の要点（第2章中心）

- ・ ACP：早期から継続＋医療行為の希望整理（緩和/可逆性/延命）
- ・ 開始条件（医療承認・搬送方針・体制/環境・職員意思・外部資源） チェックリスト化
- ・ 医療・福祉、多職種連携：
 - ①訪問診療・訪問看護・特別指示書については、4場面（日常・入院・急変・看取り）で継続性を確保するため、共通言語として研修を設計し、役割明確化と意思決定の質向上を図る
 - ②日本語を母国語としない従事者も活用できるよう文章を他の言語にも翻訳しやすいような短文とし、専門用語への配慮も行う

ASEANにおける知的・発達障害者支援に関する関係者・のぞみの園の協働の経緯

令和3年度	ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）委託研究として、のぞみの園が実施主体となって「東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究」を開始
令和4年度	・フィリピン、インドネシア、ベトナムを訪問し、ASEAN事務局、政府関係者、研究者、当事者団体関係者と意見交換、ASEAN日本政府代表部に情報共有
令和5年度	・フィリピン、インドネシア、ベトナムを訪問し、ASEAN事務局、政府関係者、研究者、当事者団体関係者と意見交換、ASEAN日本政府代表部に情報共有 ・フィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオスから、研究者、当事者団体関係者が来日し、日本の国会議員、政府関係者、当事者団体関係者と意見交換 ＊日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果文書：実施計画 日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント2023信頼のパートナー」2.12.1 「ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合、社会福祉・開発高級実務レベル会合（SOMSWD）における地域イニシアティブ、及びERIAの研究に基づく発達障害者のための多分野にわたる活動を通じたものを含め、社会的保護及び社会保険等の分野における協力を強化する。」
令和6年度	・インドネシアを訪問し、ASEAN事務局、政府関係者、研究者、当事者団体関係者と意見交換、ASEAN日本政府代表部に情報共有 ・フィリピン、インドネシア、ベトナムから、研究者、当事者団体関係者が来日し、日本の国会議員、政府関係者、当事者団体関係者と意見交換 ・報告書をERIAに提出 ＊ERIA研究において、ASEAN関係者との連絡調整を行ったインドネシアLSPR大学と国立のぞみの園との連携協定を結び、研究とその成果の出版、人材育成と交流に関する連携を継続的に行うことを確認。
令和7年度	・インドネシアを訪問し、次期プロジェクトについてASEAN事務局、政府関係者、研究者、当事者団体関係者と意見交換、ASEAN日本政府代表部に情報共有 ＊LSPR大学と協働し、①インドネシアの教育・福祉分野で活用できる知的・発達障害者支援のテキストとして、インドネシアのLSPR大学と協働して、のぞみの園が開発し実施した「強度行動障害支援者養成研修（基礎コース）」の英語、インドネシア語の翻訳作業を行っている。②ASEANの知的・発達障害者支援に関わる立法・行政関係者、当事者（家族）、支援者と連携し、ASEAN各国の知的・発達障害の現状に関するブックレットを準備（令和8年度中にベトナム版の発刊予定）している。

評価項目 No. 1－3 養成・研修

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R5年度：B R6年度：A)

I 中期目標の内容

- ・研修会・セミナーの開催を毎年度11回以上とする。
- ・研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。
- ・実務研修生等の受け入れ数を毎年度150人以上とする。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
研修会・セミナーを開催	研修会・セミナーの開催回数 【目標値：毎年度11回以上】	12回	109%	13回	118%	11回	100%		
研修会・セミナーの参加者の満足度	参加者の満足度 【目標値：毎年度80%以上】	94%	118%	95%	119%	98%	123%		
実務研修生等の受け入れ	実務研修生等の受け入れ数 【目標値：150人以上】	166人	111%	220人	147%	210人	140%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
参加者の満足度 【目標値：毎年度80%以上、実績98%】	②「法人の努力結果」 受講者のアンケートに「根拠に基づいた支援の基本的な考え方を分かりやすく実践的に学べた」「チーム支援に関する意識が高まった」といった研修内容に関する感想や、全国の仲間とつながる集合研修の開催やオンライン研修時の質問会など、講師や参加者同士の交流が充実していた運営上の工夫を評価する声が回答されており、これらが高い評価に繋がっていると考ええる。
実務研修生等の受け入れ数 【目標値：150人以上、実績210人】	②「法人の努力結果」 国立のぞみの園では、支援現場のフィールドを活用して、全国の知的・発達障害者支援施設等の職員を受入れ、高齢知的・行動障害・矯正・発達障害の分野で、実践に役立つ支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的とした実務研修を実施している。 のぞみの園が著しい行動障害を有する者の受入れや全国の指導者研修等を行っていることがその要因として考えられる。 毎年の申し込み状況が未確定のため、目標の変更は行わない。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

根 拠	理 由

研修（主催したもの）

目標 11回	名称等	開催方法	参加者数 (教育分野)	満 足 度
1	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））Ⅰ ※	講義・演習（各2日） ＋質問会 WEB（ライブ配信）	74人（12人）	95%
2	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））Ⅱ ※		54人（7人）	100%
3	強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））Ⅰ ※		60人（6人）	98%
4	強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））Ⅱ ※		49人（3人）	100%
5	強度行動障害支援における中核の人材養成研修（東日本Ⅰ） ※	演習（各6日） ・5日 WEB（ライブ配信） ・1日 集合 （宮城県、東京都、大阪府、 岡山県） ＋e-learning ＋フォローアップ訪問	45人	99%
6	強度行動障害支援における中核の人材養成研修（東日本Ⅱ） ※		46人	
7	強度行動障害支援における中核の人材養成研修（東日本Ⅰ） ※		47人	
8	強度行動障害支援における中核の人材養成研修（東日本Ⅱ） ※		70人	
9	（研究Ⅰに関連）広域的支援人材研修（情報アップデートDay）	事例報告、交流 集合（1日）	97人	97%
10	（研究Ⅲに関連）セミナー「高齢化する知的・発達障害者への支援を考える」	WEB（オンデマンド）	407人	94%
11	自閉症支援のためのワークショップ	講義・演習（5日） 集合	15人（1人）	100%
参加者の満足度（目標 平均80%以上）		合計 964人		平均98%

※都道府県推薦者が対象で、かつ報酬加算と関係している研修
なお1～10の研修は、厚生労働科学研究費補助金事業や障害者総合福祉推進事業の結果を反映し実施

実務研修生の受け入れ

配属コース	コース・実習名	受入れ人数
実務研修	高齢知的障害者支援 8人、行動障害者支援 98人、発達障害児支援 22人	128人
実習生	相談援助 6校－12人、 保育 24校－62人、 その他（心理職） 5校－8人	82人
合計	＊実務研修生等の受け入れ（目標 毎年度150人以上）	210人

評価項目 No. 1－4

援助・助言

重要度 高

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R5年度：A R6年度：A)

I 中期目標の内容

- ・ 全国の知的障害者関係施設等に対する援助・助言を毎年度450件以上行う。
- ・ 全国の知的障害者関係施設等に対し講師派遣を毎年度140件以上行う。

全国の知的障害者関係施設等においては、個々の機関で課題を解決することが困難な状況あり、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要であるため、重要度が高い目標である。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
援助・助言	援助・助言の回数 【目標値：毎年度450件以上】	523件	116%	521件	116%	497件	110%		
講師の派遣	講師派遣の件数 【目標値：毎年度140件以上】	186件	133%	179件	128%	226件	161%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
講師派遣の件数 【目標140件以上、実績226件】	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。 ②「法人の努力結果」 特に派遣要請の件数が多かったのは著しい行動障害に関するテーマであり、講演のほか、事例検討やコンサルテーション、集中的支援加算の活用などの現場に即した内容でのアドバイスを求める内容が大幅に増えている。高齢期の知的・発達障害者の支援では、認知症や身体機能低下に対する支援、介護保険制度との関係、医療や住まい・余暇などに関する本人の意思決定を支える支援などのテーマでの研修依頼が多く、こうした行動障害や高齢期の支援への関心の高まりが、講師へ派遣件数増加の要因と考えられる。 感染症の流行等によって派遣依頼の数に変更が生じることが予想されるため、目標の変更は行わない。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

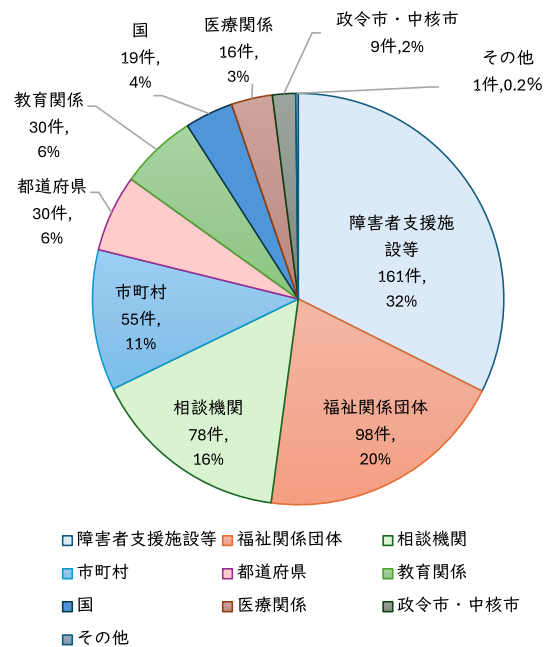
根 拠	理 由

援助・助言

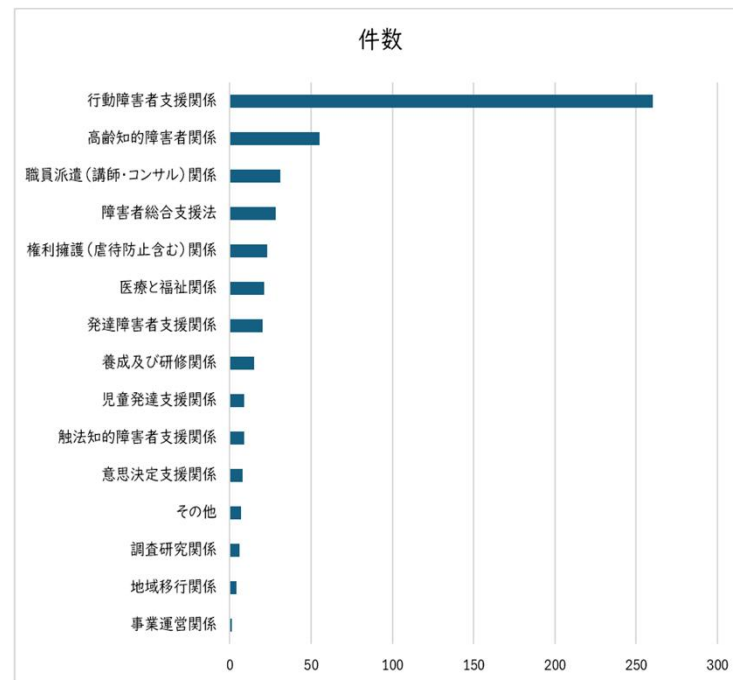
目標：450件

実績：497件

援助・助言相談者の内訳(件数,割合)



援助・助言内容と件数

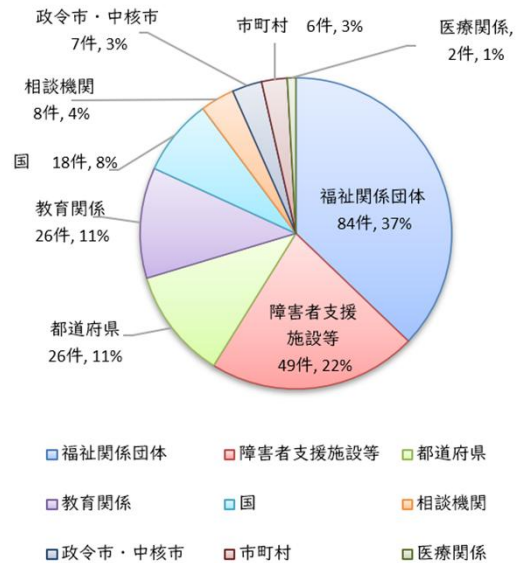


講師派遣

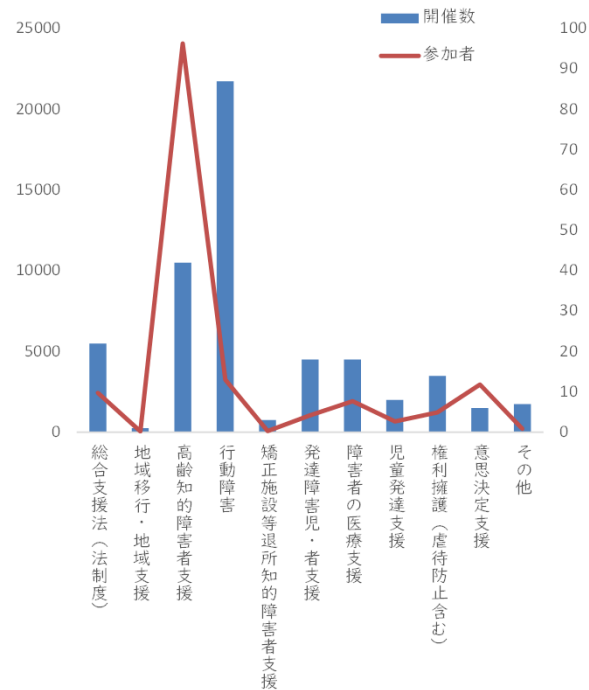
目標：140件

実績：226件

講師派遣依頼者の内訳(件数,割合)



講演内容と開催数・参加者数



評価項目 No. 1－5 その他の業務

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R5年度：B R6年度：B)

I 中期目標の内容

- ・地域の知的障害者等への健康診断を毎年度150人以上とする。
- ・診療所の外来利用者数を毎年度のべ5,400人以上とする。
- ・児童発達支援事業の利用率を毎年度80％以上とする。
- ・放課後デイサービスの利用率を毎年度80％以上とする。
- ・就労継続支援B型の利用率を毎年度80％以上とする。
- ・短期入所を利用する利用者の受入れ延べ日数を毎年度1,500日以上とする。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
診療所の運営（地域の知的障害者等への健康診断）	健康診断受診者数 【目標値：毎年度150人以上】	209人	139%	236人	157%	241人	161%		
診療所の運営（外来利用）	利用者の延べ人数 【目標値：毎年度5,400人以上】	5,814人	108%	5,997人	111%	—	—		
発達障害児・者の支援（児童発達支援事業）	利用率 【目標値：毎年度80％以上】	76%	95%	73%	91%	73%	91%		
発達障害児・者の支援（放課後デイサービス）	利用率 【目標値：毎年度80％以上】	77%	96%	73%	91%	69%	86%		
地域の障害者に対する支援（就労継続支援B型）	利用率 【目標値：年間80％以上】	75%	94%	79%	99%	79%	99%		
地域の障害者に対する支援（短期入所）	受入れ延べ日数 【目標値 毎年度1,500日以上】	1,824日	122%	1,463日	98%	1,477日	98%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
地域の知的障害者等に対する支援（健康診断） 【目標150人以上、実績241人】	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。 ②「法人の努力結果」 地域の知的障害者等への健康診断は241人（うち法人グループホーム利用者35人）と目標値（150人以上）を上回る実績を残した。健康診断について、市内日中系サービス事業所や共同生活援助事業所にリーフレットを送付するとともに、法人のホームページに掲載するなど各種の広報活動をした結果9人の新規受診者を獲得した。 毎年の申し込み状況が未確定のため、目標の変更は行わない。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

根 拠	理 由

評価項目 No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R5年度：B R6年度：B)

I 中期目標の内容

- ・一般管理費（公租公課を除く。）を、最終年度（R 9）までに第4期中期目標期間最終年度に比べて15%以上節減する。
- ・業務経費を、最終年度（R 9）までに第4期中期目標期間最終年度に比べて 5 %以上節減する。
- ・常勤職員数を、最終年度（R 9）までに前期最終年度と比較して11%縮減する。
- ・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、資産利用検討委員会を毎年度 3 回以上開催する。
- ・契約は原則一般競争入札とし、競争性のある契約比率を毎年度90%以上とする。
- ・随意契約の適正化を推進するため、毎年度契約監視委員会を開催する。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
一般管理費の経費の節減	前期最終年度からの削減率 【目標値:最終年度までに15%以上】	(24.0%)	(160%)	(20.0%)	(133%)	(18.0%)	(120%)		
事業費の経費の節減	前期最終年度からの削減率 【目標値:最終年度までに 5 %以上】	(2.4%)	(48%)	(0.4%)	(8%)	(△3.2%)	(△64%)		
常勤職員の削減	前期最終年度からの削減率 【目標値:最終年度までに11%以上】	(2.8%)	(25%)	(4.0%)	(36%)	(4.0%)	(36%)		
資産利用委員会を開催	資産利用検討委員会の開催回数 【目標値:毎年度 3 回以上】	3 回	100%	3 回	100%	3 回	100%		
契約は原則一般競争入札	一般競争入札の割合 【目標値:毎年度90%以上】	100%	111%	100%	111%	92%	102%		
契約監視委員会を開催	契約監視委員会の開催数 【目標値:毎年度 1 回以上】	1 回	100%	1 回	100%	1 回	100%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

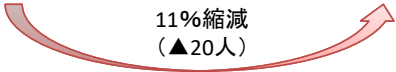
指 標	要 因 分 析
該当なし	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

根 拠	理 由

参考事項

区分	令和4年度 【第4期中期目標最終年度】	令和9年度 【第5期中期目標最終年度】
常勤職員数	177人	157人



評価項目 No. 3－1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R5年度：B R6年度：B)

I 中期目標の内容

- ・総事業費に占める自己収入率を毎年度55%以上とする。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
総事業費に占める自己収入率を高める	自己収入の割合 【目標：毎年度55%以上】	56%	102%	59%	107%	57%	103%		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析
該当なし	①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。
	該当なし

III 評定の根拠 (S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評定を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。)

根 拠	理 由

参考事項

自己収入の比率

(単位：百万円)

	令和7年度	(参考:令和6年度)
自己収入 ①	1,550	1,704
総事業費 ②	2,706	2,867
自己収入の比率(①÷②)	57%	59%

目標を達成するための取り組み

- ・効率的な業務運営の推進
- ・経費の節減の取り組み
- ・有資格の職員を活用した人員配置及び利用者支援の充実等による各種報酬の算定(重度障害者支援加算(中核的人材による加算含む)、集中的支援加算等)

等

令和7年度 自己収入の内訳

1. 障害福祉サービスにおける収入(1,444百万円)

- ①介護給付費・訓練等給付費収入 1,335百万円
- ②障害児通所給付費等収入 104百万円
- ③計画相談支援給付費、地域生活支援事業費収入 5百万円

2. その他の収入(106百万円)

- ①診療収入 52百万円
- ②作業生産物等売払収入 29百万円
- ③実習生等受入負担金収入、その他収入 25百万円

評価項目 No. 4－1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価

B

(過去の主務大臣評価 R5年度：B R6年度：B)

I 中期目標の内容

- ・内部統制強化への取り組みとして、内部統制委員会を毎年度 3 回以上開催する。
- ・内部統制強化への取り組みとして、モニタリング評価会議を毎年度 4 回以上開催する。
- ・内部統制強化への取り組みとして、事故防止対策委員会を毎年度12回以上開催する。
- ・内部統制強化への取り組みとして、虐待防止対策委員会を毎年度12回以上開催する。
- ・内部統制強化への取り組みとして、感染症対策委員会を毎年度 2 回以上開催する。
- ・情報セキュリティ対策の強化のため、情報セキュリティ職員研修会を毎年度開催する。
- ・情報セキュリティ対策の強化のため、関連の内部監査を毎年度実施する。
- ・提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取するため、国立のぞみの園運営懇談会を毎年度 2 回以上開催する。
- ・提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取するため、第三者評価機関による評価を 3 年に 1 度実施する。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		8 年度	9 年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
内部統制委員会の開催	委員会の開催回数 【目標値：毎年度 3 回以上】	3 回	100%	3 回	100%	3 回	100%		
モニタリング評価会議 の開催	評価会議の開催回数 【目標値：毎年度 4 回以上】	4 回	100%	4 回	100%	4 回	100%		
事故防止対策委員会の 開催	委員会の開催回数 【目標値：毎年度12回以上】	12回	100%	12回	100%	12回	100%		
虐待防止対策委員会の 開催	委員会の開催回数 【目標値：毎年度12回以上】	13回	108%	20回	167%	16回	133%		
感染症対策委員会の開 催	委員会の開催回数 【目標値：令和 7 年度 4 回以上】 ※令和 6 年度までは年度計画は 2 回以上	5 回	250%	4 回	200%	6 回	150%		
情報セキュリティ職員 研修会の開催	職員研修会の開催回数 【目標値：毎年度 3 回以上】	3 回	300%	3 回	300%	3 回	300%		

目 標	指 標	令和5年度		令和6年度		令和7年度		8年度	9年度
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度		
情報セキュリティ対策 関連の内部監査の実施	関連内部監査の回数 【目標値：毎年度1回以上】	1回	100%	1回	100%	1回	100%		
運営懇談会の開催	運営懇談会開催回数 【目標値：毎年度2回以上】	2回	100%	2回	100%	2回	100%		
第三者評価機関による 評価の実施	第三者評価機関による評価の 実施【目標値：3年に1度】	—	—	実施	100%	—	—		

○要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析 ①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること。 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。
虐待防止対策委員会の開催回数 【目標12回以上、実績16回】	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 虐待防止対策委員会を16回開催し（目標：毎年度12回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告や、不適切な支援への対応の在り方などについて、小委員会を通して意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 委員会の開催は、毎年度における必要性に左右されることから、目標の変更は行わない。
感染症対策委員会の開催回数 【目標4回以上※、実績6回】 ※令和6年度までは年度計画は2回以上	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 入所利用者及び役職員の感染症の予防並びに感染症に罹患する恐れが生じた場合の対策等を協議・決定することを目的として、感染症対策委員会を設置している。令和7年度は、感染対策指針に定めている定期開催（4回）と感染症発生状況に応じた開催（2回）の6回を開催し、法人内における感染防止対策の情報共有に努めた（目標：毎年度2回以上（障害者総合支援法に基づき、令和6年4月より感染症対策委員会の開催を年4回以上と義務化される。これに伴い、令和7年度より、年度計画は4回に変更。））。コロナ5類移行後の対応については、基本的な感染対策を維持しながら、地域の感染状況に応じた対策を講じた。 委員会の開催は、毎年度における必要性に左右されることから、目標の変更は行わない。
情報セキュリティ職員研修会の 開催回数 【目標1回以上、実績3回】	②「法人の努力結果」、③「外部要因」 重大な個人情報保有する法人であるとの認識から、情報セキュリティの脅威や情報漏洩の事例について、新任職員及び全役職員を対象に、研修を3回行った。 研修会の開催は、毎年度における必要性に左右されることから、目標の変更は行わない。

Ⅲ 評価の根拠（S評価、A評価（中（長）期目標初年度及び前年度から評価を引き上げた場合のみ）、C評価以下、困難度の高い項目を理由として評価を一段階引き上げた場合、は必ず記載すること。その他の場合は省略可。）

根 拠	理 由

のぞみの園の評価実績 評価項目一覧

評価項目		困難度	重要度	自己評価
1	1 自立支援のための取組み	○	○	A
1	2 調査・研究		○	S
1	3 養成・研修			A
1	4 援助・助言		○	A
1	5 その他の業務			B
2	1 業務運営の効率化に関する事項			B
3	1 財務内容の改善に関する事項			B
4	1 その他業務の運営に関する事項			B